

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田村長 小 田 祐 士

市町村名 (市町村コード)	野田村 (035033)
地域名 (地域内農業集落名)	下明内・門前小路地区 (下明内地区、門前小路地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 3 月 19 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻を中心に栽培し、耕作している、していないに関わらず、現用維持の意向が多いが、高齢で後継者未定の農地については、5～10年後の農地の担い手の確保が必要。
また、後継者の継承と育成が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を継続して栽培するとともに野菜栽培の規模拡大を検討する。
農業を担う者が担うほか、入作を希望する農業者や新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
地区及び関係機関で後継者の育成を支援していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を中心として、その周辺を含む農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
高齢化等により農業を維持できない農地が発生した場合、農業を担う者へ集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、可能な限り、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAや県、農業委員会などの関係機関と連携して、認定農業者や認定新規就農者を地域内外から確保するよう努める。また、農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行い多様な経営体を育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①監視活動を強化し、早期対策をとる。
 ⑩圃場整備事業を活用した農地の担い手の育成を通じて後継者の就農を進める。また、認定農業者について、関係機関の連携のもと、経営規模拡大に即した生産技術向上や営農経営改善の支援を行い、地区の農業経営の中心的存在として営農の維持継続を図る。